

学習者用デジタル教科書について

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材(学習者用デジタル教科書)がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

(紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒については、教育課程の全部において学習者用デジタル教科書を使用可能)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第35号）

- 学習者用デジタル教科書の要件：
紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録

<学習者用デジタル教科書の費用負担>

現状では、

- 学習者用デジタル教科書は無償給与の対象外
- 学習者用デジタル教科書を使用するかどうかは学校判断
購入に係る費用は市町村教育委員会等が負担

<学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- **デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実**
(例) 図表の拡大縮小、書き込み、保存、検索 等
- **デジタル教材等との一体的使用**
(例) 動画・アニメーション、ネイティブによる朗読、ドリル・ワーク、参考資料、児童生徒の画面の共有、大型提示装置による表示 等
- **特別な支援が必要な児童生徒の学びの充実**
(例) 音声読み上げ、総ルビ、文字の拡大、リフロー、文字色や背景色の変更 等

今後の検討

一人一台端末環境整備に併せ、**学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について、その効果・影響を検証しつつ、学びの充実の観点から検討を行い、次の小学校の教科書改訂時期である令和6年度を見据え、有識者会議において検討を行う。**

学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件

(平成30年文部科学省告示第237号)

- 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準

- ① 各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと
- ② 紙の教科書を使用できるようにしておくこと 等

(紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒が学習者用デジタル教科書を使用する際には、授業時数が各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には、児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること等が基準となっている。)

施行日：平成31年4月1日

<学習者用デジタル教科書の発行状況>

- **小学校教科書** (小学校用教科書目録より)
令和元年度: 64/319点(20%) → 令和2年度: 287/305点(94%)
- **中学校教科書** (中学校用教科書目録より)
令和2年度: 40/159点(25%) → 令和3年度: 138/145点(95%)

<学習者用デジタル教科書導入状況>

- 市町村立小学校において、
令和元年度に1校でも導入 : 107市町村 (6.1%)
令和2年度に1校でも導入することを検討 : **257市町村(14.7%)**
(令和元年10月 教科書採択関係状況調査)※GIGAスクール構想が示された後は未調査
- 公立小・中・高等学校等における学習者用デジタル教科書整備率
: **2,617校(7.9%)**
(令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(概要)
(令和2年3月現在)[確定値])

<学習者用デジタル教科書の価格の状況(令和2年度小学校教科書)>

(文科省調べ)

- 200円程度～2000円程度まで、教科や発行者によって異なる。

教職課程における教師のICT活用指導力充実に向けた取組

「教職課程における教師のICT活用指導力充実に向けた取組について」（抜粋）

【令和2年10月5日 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会】

教職課程を置く各国公私立大学、各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）においては、既に取組の充実に努めていただいていることと思われるが、こうした教職課程の「各教科の指導法」などの授業において学生が教師のICT活用指導力について、より実践的に、確実に身に付けることができるように、次のような取組を進める必要がある。

今後、教師のICT活用指導力の向上に関する取組について（本文の下線箇所を中心に）、教員養成部会として各大学等の授業の取組状況をフォローアップする予定である。

1. 教師のICT活用指導力として必要となる資質・能力

- 文部科学省においては教師のICT活用指導力について、教師がICTを適切に活用して指導することや、児童生徒がICTを適切に活用できるようにすること、さらに、校務の情報化を含めた現職の全ての教師に求められる基本的な資質・能力を、「教員のICT活用指導力チェックリスト」（平成30年6月改訂）において、以下のA～Dの大項目に分類し、さらにそれらを、それぞれ4つのチェック項目に分けて示している。
 - ・A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力
 - ・B 授業にICTを活用して指導する能力
 - ・C 児童生徒のICT活用を指導する能力
 - ・D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力
- 例えば、同チェックリストや採用権者の意見を聴きつつ各大学等において作成された同チェックリストに相当するリスト等を参考にして、現職の教師に求められる資質・能力の全体像や個々の内容、水準を十分意識しつつ、これらのリストの各項目を含んだ「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、個々の授業科目のどの部分でこれらの資質・能力を身に付けるのか検証してその結果を公表するなど、各大学等の教育課程の編成に活用することが期待される。
- また、これらのリスト等を参考にして、各科目の到達目標や授業内容（教師のICT活用指導力に関する学修量含む。）などについても、教師として必要な資質・能力を培うものとしてふさわしいものとなるよう検討することが考えられる。

2. 教師向け研修資料を活用した実践的な学修

- 各大学等においては、こうした学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成された「教育の情報化に関する手引」や動画コンテンツ等を、「教育の方法及び技術」や「各教科の指導法」などに活用して、学生が、より実践的に、また確実に教師のICT活用指導力を身に付けることができるよう取り組むことが期待される。例えば、教職員向けの活用の仕方として、「教育の情報化に関する手引」や動画コンテンツ等を授業設計やFD・SDに活用してより実践的な授業内容とすること等が考えられる。また、例えば、学生向けの活用の仕方として、「教育の情報化に関する手引」を授業のテキスト又は参考資料として用いること、動画コンテンツの視聴と演習を組み合わせた授業とすること等が考えられる。

3. 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- 各大学等においては、各教科等におけるICT活用が情報活用能力の育成につながり、その能力の発揮が各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくという観点から「教育の方法及び技術」、「各教科の指導法」だけでなく、「教育課程の意義及び編成の方法」、「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」などにおいても教師のICT活用指導力に関する内容を積極的に取り扱うことが期待される。

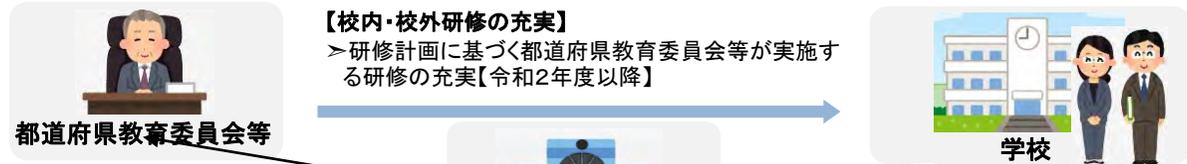
GIGAスクール構想の実現に向けたICT活用指導力の向上及び指導体制の充実

1人1台環境における教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実を図るために、教員養成段階において教員志望者が身に付けるべき資質・能力の修得を狙うとともに、研修段階においても手引きや動画コンテンツ等を活用した指導力向上を図ることに加え、指導体制を充実させるためにICT支援員の配置の促進やICT活用教育アドバイザーによる支援等を行う。

教員養成

現職教員

教員の指導力向上



文部科学省
研修充実、指導方法の提示

【研修の充実・指導方法の提示】(教育委員会、学校向け)

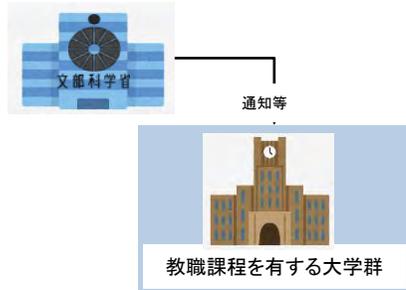
- > 教職員支援機構における研修用動画の作成
- > 教科等のICTの実践事例等の作成・普及【令和2年度】
- > 教育の情報化に関する手引の追補【令和2年度】
- > 教職員支援機構における教育情報化指導者養成研修の充実【継続】

教員の指導体制の充実



【人材面の支援】

- > ICT支援員等の配置の促進【継続】
- > 特別免許状、特別非常勤講師制度を活用した外部人材活用【令和2年度】



【共通的な教員養成】

- > 教職課程においてICTを活用した各教科等の指導法を必修化【措置済】
- > 学校のICT環境整備の充実に対応した教員養成等の充実に関する通知を发出【措置済】
- > 好事例の展開などを通じ、ICTを活用した各教科等の指導法の内容の充実を図る【令和2年度以降】